

別表六の二(八)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)			
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(八)付表「1」の合計)	1	円 税 額 控 除 限 度 額 (4) × (6)	7 円
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(九)「10」の合計)	2	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	8
平均売上金額の合計額の10%相当額 $(2) \times \frac{10}{100}$	3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">「12」欄</p> <p>平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第68条の9第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10011」</p> <p>③ 「適用額」欄：「12」欄の金額</p> </div>	
平均売上金額の合計額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (1) - (3)	4		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	5	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の④」)	11
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12

別表六の二(八) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分